

別表1

幌延町生涯学習センター使用料金表

(単位：円 / 時間)

室名	定員	料金区分	時間	
			昼	夜
研修室1	20	使用料	660	1,000
		暖房料	260	260
研修室2	26	使用料	830	1,330
		暖房料	330	330
学童保育室	20	使用料	660	1,000
		暖房料	260	260
調理実習室	20	使用料	660	1,000
		暖房料	260	260
和室	12	使用料	400	600
		暖房料	170	170

問寒別生涯学習センター使用料金表

(単位：円 / 時間)

室名	定員	料金区分	時間	
			昼	夜
大ホール	250	使用料	810	1,234
		暖房料	360	440
洋研修室	26	使用料	440	550
		暖房料	150	180
和研修室一号	12	使用料	440	550
		暖房料	150	180
和研修室二号	8	使用料	360	440
		暖房料	150	180
調理実習室	12	使用料	260	360
		暖房料	100	130

備考

- ①昼間とは午前6時から午後5時まで。夜間は午後5時から翌朝午前6時まで。
- ②暖房料の加算は、10月1日から翌年4月30日まで。ただし、この期間外でも実際に使用した場合は徴収する。
- ③使用時間の起算、終了時刻の認定には、会場準備及び原状回復の時間が含まれる。1時間未満の端数は1時間とみなす。
- ④町外者の使用料金は2倍とする。

別表2

社会教育関係団体使用料

使用区分	使用料金
月4回使用	15,000円 / 年間 / 団体
月8回使用	25,000円 / 年間 / 団体

利用申請方法

4月以降の申請は、左記へお申し込みください。

幌延町生涯学習センター

【電話5-13321】

(減免対象団体が国際交流施設を使用する場合は含む。)

問寒別生涯学習センター

【電話6-50006】

その他

国際交流施設の多目的ホールの利用については、幌延町生涯学習センターの減免規定を適用します。

お問い合わせ先

幌延町教育委員会

社会教育グループ

電話 5-11117

問寒別公民館

電話 6-50006

※幌延町生涯学習センターの建設には、電源立

地地域対策交付金が利用されています。

◇7割減免

社会教育法第10条に定める社会教育関係団体で、その団体が本来の目的のために使用する場合

文化団体、スポーツ団体、音楽の夕べ実行委員会等

※社会教育法第10条

「社会教育関係団体」

とは、法人であることとを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

地域奉仕団体及び特定非営利活動団体が使用する場合

ライオンズクラブ、NPO法人等

◇町内青年団体及び女性団体が使用する場合

町内青年部、農協青年部、商工会青年部、農協農協女性部等

農協農協女性部等

地場産物の商品開発を目的として使用する場

合

幌延チーズ工房研究会等

合

◇5割減免

町内経済機関・団体が使用する場合

農業協同組合、商工会、建設協会等

町内労働組合が使用する場

合

労働組合等

◇その他、教育委員会が特に必要と認めた場合は、審査結果によります。

は、審査結果によります。